

災害時協力井戸を 利用するための手引き



- ① 災害時協力井戸とは
- ② 井戸の管理について
- ③ 井戸水を利用する際の注意点
- ④ 災害時協力井戸を利用する方へ
- ⑤ その他の注意点

① 災害時協力井戸とは

災害時協力井戸とは、大規模災害が発生し、上水道が断水した際にトイレや洗濯等の生活用水として井戸水の無償提供をお願いするものです。

志摩市においては、平成26年度から災害時協力井戸の登録を行っており、令和7年4月現在で550基のご協力をいただいています。

登録要件

- ① 市内に所在する井戸であること。
- ② 井戸水をくみ上げるための設備（手動・電動を問わず）を有すること。
- ③ 所有者又は管理者（以下「所有者等」という）が現に使用しており、今後も使用する見込みであること。
- ④ 災害時に上水道による給水が停止した場合に、協力できる範囲内で生活用水として地域住民に井戸水を提供できること。
- ⑤ 井戸の所在地、所有者等の必要な情報を公表することについて所有者等の同意が得られること。

登録井戸には、この標識を掲示していただいています。



② 井戸の管理について

- ◎災害時協力井戸には汲み上げ設備が必要です。揚水ポンプなどが故障してないか定期的に確認をお願いします。
- ◎井戸水を長期間使用していないと水質が悪化することがあります。普段から井戸水を使用するよう、心がけをお願いします。
- ◎井戸や揚水設備の維持管理に係る費用の補助、水質検査などは行いません。井戸の維持については自己管理でお願いします。
- ◎汲み上げ設備が壊れて、井戸を使用することができなくなった・井戸が枯れてしまった・井戸の所有者（管理者）が変わった等、登録内容に変更が生じた場合は防災危機管理課、もしくはお近くの支所まで連絡をお願いします。

③ 井戸水を利用する際の注意点

- ◎井戸水は災害により水質が変化する可能性があるため、普段から飲用水としても提供をする際には生活用水としての提供をお願いします。
また飲用水ではなく、生活用水を目的とした提供である旨を利用者に伝えるようお願いします。
- ◎住民の方から提供の依頼があった際には所有者（管理者）の判断で可能な範囲で井戸水の提供をお願いします。
- ◎井戸水を提供する際は特定の利用者に偏ることなく公平に提供をお願いします。

④災害時協力井戸を利用する方へ

- ◎本制度は井戸所有者の善意で行われているものであり、井戸水の提供について義務を負うものではありません。
また、井戸水の利用によって、利用者に何らかの被害が生じても、その責任を井戸所有者に問うことはできません。
- ◎井戸水の利用は大規模災害発生時に限ります。一時的な断水時等の場合は利用することはできません。
- ◎井戸水は飲用水ではなく生活用水を目的としたものであることを理解のうえ利用をお願いします。
- ◎揚水ポンプの故障や水質の変化等、状況により井戸水の提供ができない場合があります。

⑤ その他の注意点

◎登録していただいた井戸は、所有者や所在地などの情報を自治会へ提供します。

◎災害時協力井戸に登録をされた際には、災害時協力井戸であることを示す標識を外から見えやすい場所に掲示をお願いします。

◎本制度は登録していただくことで所有者（管理者）に何らかのメリットが生じるものではありません。制度の趣旨をご理解のうえ、登録にご協力していただきますようお願いいたします。

※登録の方法については下記連絡先に問い合わせまたは市ホームページを確認していただくようお願いいたします。

志摩市役所 防災危機管理課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098-22

TEL : 0599-44-0203 FAX : 0599-44-5252

メールアドレス : bosaikikikanri@city.shima.lg.jp